

令和3年4月15日

新型コロナウイルス感染症への対応について

I 現在の感染状況

新規陽性者数は、昨日14日は156人となり、1月30日以来、約2か月半ぶりに150人を超えました。直近1週間の合計(496人)は、その前の1週間の合計(239人)と比べて倍増しています。また、変異株の陽性者数も増加傾向にあることや、感染経路不明割合が5割を超えていることに加え、他の地域では6都府県が「まん延防止等重点措置」の対象区域となるなど、全国的にも感染再拡大の傾向にあり、本県の感染状況は予断を許さない状況にあります。

新規陽性者の発生動向を年代別に見ると、3月は、60代以上の割合が5割を超えていましたが、4月以降は、60代以上の割合が20%まで大幅に減少した一方、20代~30代の割合が21%から40%に、40代~50代の割合が20%から32%にそれぞれ大きく増加しています。

次に、地域別に見ると、3月は17%に留まっていた福岡市の割合が、4月には43%にまで上昇しています。

また、クラスターの発生状況を見ると、3月は、飲食店(いわゆる昼カラオケを除く)での発生は2件でしたが、4月は昨日14日までにすでに2件発生しています。

年度替わりの人の移動や飲食の場面を通じた感染、変異株の影響などにより、このような感染の拡大が続いているものと考えられます。

病床使用率については、昨日14日時点で23.7%となっており、このところ、25%を切った水準で下げ止まっています。また、重症病床使用率は、9%と低い水準を維持していますが、入院者数や重症者数は新規陽性者数の増加よりも遅れて増加する傾向にあることから、引き続き、病床がひっ迫しないよう、強い警戒感を持って注視していく必要があります。

県では、引き続き、変異株スクリーニング検査の拡充、クラスター発生時の封じ込めの徹底、職員に対するPCR検査など高齢者施設等における感染防止対策の徹底、飲食店に対する感染防止対策アドバイザーの派遣などを通じ

て、感染の再拡大をできるだけ抑えるよう取り組んでまいります。

ワクチン接種については、県内20万人を超える医療従事者等に対する優先接種を着実に進めるとともに、今週から始まった高齢者への優先接種が円滑に実施されるよう、市町村に対し支援してまいります。

また、医療提供体制については、本日新たに32床を追加確保し、確保病床数を802床にまで増やしました。今後、現在の病床確保計画を見直し、少なくとも1,000床を確保するとともに、新たな宿泊療養施設の確保に向け、関係者と協議を進めてまいります。

県民及び事業者の皆様には、引き続き、次のとおり御協力をお願いします。

2 県民及び事業者に対する要請

(1) 県民への要請

- ① 20代から30代を中心とした感染拡大の傾向が本県においても見られている。重症化しやすい高齢者層への感染を広げないためにも、基本的な感染対策を徹底し、慎重に行動すること。
- ② 飲食店の利用は、少人数、2時間以内とすること。深酒をせず、会話の際は、マスクを着用し、大声を避けること。(個人宅等での会食を伴う集まりも含む)。
- ③ 「感染防止宣言ステッカー」掲示店など、適切な換気が行われ、座席間の距離も十分で、飛沫の飛散防止(アクリル板等の設置など)等の感染防止対策が徹底され、混雑していないお店を選ぶこと。
- ④ 外出や移動にあたっては、目的地の感染状況、利用する施設の感染防止対策をよく確認して、混雑していない時間と場所を選ぶこと。
特に発熱等の症状がある場合は、外出や移動を控えること。
- ⑤ 施設や店舗を利用する場合は、「人にうつさない」、「人からうつされない」、「自分が感染しているかもしれない」という意識を常に持って行動すること。
- ⑥ 「三つの密」、「感染リスクが高まる「5つの場面」」等の回避や、「人と人との距離の確保」「マスクの着用」「手洗いなどの手指衛生」をはじめとし

た基本的な感染対策の徹底等、感染拡大を防止する「新しい生活様式」を実施すること。

(2) 飲食店への要請

- ① 少人数、滞在時間を2時間以内とするよう利用客に促すこと。
- ② 換気や座席間の距離の確保、飛沫の飛散防止に有効なアクリル板等の設置など、業種別ガイドラインに従った感染防止策の徹底と「感染防止宣言ステッカー」の掲示等により、取組みを実施している旨を明示すること。

(3) 事業者への要請等

- ① 高齢者施設等におけるクラスターの発生が続いているため、施設における基本的な感染防止対策を再確認するとともに、以下の取組みを積極的に進めること。
 - 県等が実施している高齢者施設職員等を対象としたPCR検査事業を活用し、職員の受検を促すこと。

※ 県では、高齢者施設や障がい者施設の入所者は、特に重症化リスクが高いため、これらの方と接する可能性がある施設職員を幅広く対象とした無料のPCR検査事業を昨年12月から実施中。
 - 管理者は、日頃から職員の健康管理に留意するとともに、職員が職場で体調不良を申しやすい環境づくりに努めること。
 - 職員に発熱等の症状が認められる場合は、当該職員が出勤しないよう徹底すること。
 - 通所介護事業所等の利用者に対する健康状態の確認や、マスク着用、手指消毒などの感染防止対策の徹底を図ること。
 - 施設で陽性者が出た場合に備え、国や県が作成した動画等を活用し、職員に対する研修を行うこと。
 - 陽性者が出た場合には、施設のゾーニングや介助時の留意点等に関して感染症専門医等からの指導・助言を受け、適切に対処すること。
- ② 在宅勤務（テレワーク）、時差出勤、自転車通勤等、人との接触を低減する取組みを推進すること。
- ③ 職場においては、感染防止のための取組み^{*}を行い、「三密」や「感染リ

スクが高まる「5つの場面」等を回避すること。特に、職場での「居場所の切り替わり」（休憩室、更衣室、喫煙室等）に注意するよう周知すること。

※ 手洗いや手指消毒、咳エチケット、職員同士の距離確保、事業場の換気励行、複数人が触る箇所の消毒、発熱等の症状がみられる従業員の出勤自粛、出張による従業員の移動を減らすためのテレビ会議等の活用等

(4) 学校等の取り扱い

- 授業・学校行事・部活動等における感染防止策について、児童・生徒・学生等への徹底を要請する。

(5) 催物（イベント等）の開催制限の要請【令和3年4月末まで】

（特措法第24条第9項）

① 大声での歓声、声援等がないことを前提としうる場合

- 5,000人又は収容定員の50%以内のいずれか大きい方。（収容定員の50%を超える場合は別紙1を参照。）

② 大声での歓声、声援等が想定される場合等

- 収容定員の50%以内
- ただし、参加者の位置が固定されている場合は、異なるグループ間では座席を一席は空けることとしつつ、同一グループ（5名まで）内では座席等の間隔を設ける必要はない。すなわち、参加人数は収容人員の50%を超える場合もありうる。

③ 収容定員が設定されていない場合は、密集の回避や飲食制限等の感染防止対策を行った上で、十分な人と人との間隔（1m）を設けられ、かつ、「当該間隔の維持」が可能であること。

④ スマートフォンを活用した接触確認アプリ（COCOA）について、周知すること。

※ 別紙1及び別紙2に留意すること。

(6) 県主催イベントの対応について

上記（5）と同様の取り扱いとする。

※ 対応状況は、県のホームページに随時掲載する。

イベント開催時の必要な感染防止策①

【別紙1】

(1) 徹底した感染防止等 (収容率50%を超える催物を開催するための前提)

| | | |
|---|--------------|---|
| ① | マスク常時着用の担保 | <ul style="list-style-type: none">・マスク着用状況を確認し、個別に注意等を行い、マスクの常時着用を求める。*マスクを持参していない者がいた場合は主催者側で配布・販売を行い、マスク100%を担保。 |
| ② | 大声を出さないことの担保 | <ul style="list-style-type: none">・大声を出す者がいた場合、個別に注意等ができるもの。*隣席の者との日常会話程度は可 (マスクの着用が前提)*演者が歌唱等を行う場合、舞台から観客まで一定の距離を確保 (最低2m) |

(2) 基本的な感染防止等

| | | |
|---|----------|---|
| ③ | ①～②の奨励 | <ul style="list-style-type: none">・①～②は、イベントの性質に応じて可能な限り実行 (ガイドラインで定める)*マスク着用状況が確認でき、着用していない場合は個別に注意等を行うこと*大声を出す者がいた場合等、個別に注意等を行うこと (例: スポーツイベント等ではラッパ等の鳴り物を禁止すること等) |
| ④ | 手洗 | <ul style="list-style-type: none">・こまめな手洗の奨励 |
| ⑤ | 消毒 | <ul style="list-style-type: none">・主催者側による施設内 (出入口、トイレ、ウイルスが付着した可能性のある場所等) のこまめな消毒、消毒液の設置、手指消毒 |
| ⑥ | 換気 | <ul style="list-style-type: none">・法令等を遵守した空調設備の設置、こまめな換気 |
| ⑦ | 密集の回避 | <ul style="list-style-type: none">・入退場時の密集回避 (時間差入退場等)、待合場所等の密集回避*必要に応じ、人員の配置、導線の確保等の体制を構築するとともに、入場口・トイレ・売店等の密集が回避できない場合はそのキャパシティに応じ、収容人数を制限 |
| ⑧ | 身体的距離の確保 | <ul style="list-style-type: none">・大声を伴う可能性のあるイベントでは隣席との身体的距離の確保。具体的には、同一の観客グループ間 (5名以内に限る。) では座席を空けず、グループ間は1席 (立席の場合1m) 空ける。・演者が発声する場合には、舞台から観客の間隔を2m確保・混雑時の身体的距離を確保した誘導、密にならない程度の間隔 (最低限人と人とが触れ合わない程度の間隔) |

イベント開催時の必要な感染防止策②

(2) 基本的な感染防止等 (続き)

| | |
|-----------------|---|
| ⑨ 飲食の制限 | <ul style="list-style-type: none">・ 飲食用に感染防止策を行ったエリア以外での飲食の制限・ 休憩時間中及びイベント前後の食事等による感染防止の徹底・ 過度な飲酒の自粛・ 食事は長時間マスクを外すことが想定され、隣席への飛沫感染のリスクを高めるため、収容率が50%を超える場合、飲食可能エリア以外（例：観客席等）は原則自粛。 （発声がないことを前提に、飲食時以外のマスク着用担保、会話が想定される場合の飲食禁止、十分な換気等、一定要件を満たす場合に限り、食事可。） |
| ⑩ 参加者の制限 | <ul style="list-style-type: none">・ 入場時の検温、入場を断った際の払い戻し措置 <p>* ただし、発熱者・有症状者の入場は断る等のルールをイベント開催前に明確に規定し、当該規定を十分周知している場合は払い戻し不要。</p> |
| ⑪ 参加者の把握 | <ul style="list-style-type: none">・ 可能な限り事前予約制、あるいは入場時に連絡先の把握・ 接触確認アプリ（COCOA）や各地域の通知サービスの奨励 <p>* アプリのQRコードを入口に掲示すること等による具体的な促進措置の導入</p> |
| ⑫ 演者の行動管理 | <ul style="list-style-type: none">・ 有症状者は出演・練習を控える・ 演者・選手等と観客が催物前後・休憩時間等に接触しないよう確実な措置を講じるとともに、接触が防止できないおそれがあるイベントについては開催を見合わせる・ 合唱等、声を発出する演者間での感染リスクへの対処 |
| ⑬ 催物前後の行動管理 | <ul style="list-style-type: none">・ イベント前後の感染防止の注意喚起 <p>* 可能な限り、予約システム、デジタル技術等の活用により分散利用を促進</p> |
| ⑭ ガイドライン遵守の旨の公表 | <ul style="list-style-type: none">・ 主催者及び施設管理者が、業種別ガイドラインに従った取組を行う旨、HP等で公表 |

(3) イベント開催の共通の前提

| | |
|-----------------|--|
| ⑮ 入退場やエリア内の行動管理 | <ul style="list-style-type: none">・ 広域的なこと等により、入退場や区域内の行動管理ができないものは開催を慎重に検討 <p>* 来場者の区画を限定、管理した花火大会などは可。具体的には、①身体的距離の確保、②密集の回避、③飲食制限、④大声禁止、⑤催物前後の行動管理、⑥連絡先の把握等を担保することが求められる。</p> |
| ⑯ 地域の感染状況に応じた対応 | <ul style="list-style-type: none">・ 大規模イベントは、事前に収容率制限等も含めて都道府県と相談・ 地域の感染状況の変化があった場合は柔軟に対応 |

※上記のうち、基本的な感染防止等が徹底されていない場合、従来の目安（人数上限5,000人又は収容率要件50%のいずれか小さいほう）を原則として、各都道府県が個別のイベント開催について適切に判断すること。

大声での歓声・声援等がないことを前提としうるものの例

大声での歓声・声援等が想定されるものの例

音楽

クラシック音楽（交響曲、管弦楽曲、協奏曲、室内楽曲、器楽曲、声楽曲 等）、歌劇、楽劇、合唱、ジャズ、吹奏楽、民族音楽、歌謡曲等のコンサート

音楽

ロックコンサート、ポップコンサート 等

演劇等

現代演劇、児童演劇、人形劇、ミュージカル、読み聞かせ、手話パフォーマンス 等

スポーツイベント

サッカー、野球、大相撲 等

舞踊

バレエ、現代舞踊、民族舞踊 等

公営競技

競馬、競輪、競艇、オートレース

伝統芸能

雅楽、能楽、文楽・人形浄瑠璃、歌舞伎、組踊、邦舞 等

公演

キャラクターショー、親子会公演 等

芸能・演芸

講談、落語、浪曲、漫談、漫才、奇術 等

ライブハウス・ナイトクラブ

ライブハウス・ナイトクラブにおける各種イベント

公演・式典

各種講演会、説明会、ワークショップ、各種教室、行政主催イベント、タウンミーティング、入学式・卒業式、成人式、入社式 等

※遊園地（いわゆる絶叫系のアトラクション）についても同様の考え方を適用することとし、関係業界における感染拡大予防ガイドライン改訂を呼びかけ

展示会

各種展示会、商談会、各種ショー

※映画館、美術館、博物館、動植物園、水族館、遊園地等についても同様の考え方を適用することとし、関係業界における感染拡大予防ガイドライン改訂を呼びかけ

(注) ・上記は例示であり、実際のイベントが上のいずれに該当するかについては、大声での歓声・声援等が想定されるか否かを個別具体的に判断する必要がある。
 ・イベント中（休憩時間やイベント前後を含む。以下同じ。）の食事については業種別ガイドラインで制限。また、イベント中の食事を伴うものについては、「大声での歓声・声援等がないことを前提としうるもの」として取り扱う。